

○内閣府本府地球環境問題対策推進委員会設置要綱

〔平成15年11月14日〕
大臣官房長決定
最終改正平成17年府企第324号

内閣府本府地球環境問題対策推進委員会設置要綱について、下記のとおり定める。

記

1 目的

内閣府本府における地球環境問題対策に関して、その取組の基本的事項を定め、その推進を図るため、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員長は、大臣官房長とする。

委員長代理は、大臣官房審議官（官房担当）とする。

委員会は委員長、委員長代理のほか、部局（内閣府本府文書管理規則（平成13年内閣府訓令第22号）第3条第10号に規定するものをいう。）の総括課長等を構成員とする。

3 所掌事務

（1）内閣府本府における環境配慮の方針の策定、推進及び進捗状況の点検に関すること。

（2）内閣府本府における内閣府本府温暖化ガス削減等実施計画の策定、推進及び進捗状況の点検に関すること。

（3）その他内閣府本府における地球環境問題対策に関すること。

4 構成員以外の者の出席

委員会は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

5 庶務

委員会の庶務は、大臣官房企画調整課において処理する。

6 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（参考）構成員

大臣官房総務課

大臣官房人事課

大臣官房会計課

大臣官房企画調整課

大臣官房政策評価広報課

大臣官房国際課

大臣官房管理室

大臣官房政府広報室

大臣官房厚生管理官

大臣官房遺棄化学兵器処理担当室

大臣官房タウンミーティング担当室

大臣官房拉致被害者等支援担当室

大臣官房イラク復興支援担当室

政策統括官

産業再生機構担当室

構造改革特区担当室

地域再生事業推進室

賞勲局

男女共同参画局

国民生活局

沖縄振興局

食品安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局

国会等移転審議会事務局

情報公開・個人情報保護審査会事務局

道路関係四公団民営化推進委員会事務局

経済社会総合研究所

迎賓館

北方対策本部

国際平和協力本部事務局

日本学術会議事務局

沖縄総合事務局